

立川市と女子栄養大学との包括連携協定書

立川市（以下「甲」という。）と学校法人香川栄養学園 女子栄養大学（女子栄養大学短期大学部を含む。以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の活性化に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙との協力関係をより一層強化し、幅広い分野において包括的な連携を推進することにより、地域課題の解決、地域の活性化並びに乙の教育及び研究の充実を図り、地域を始めとした社会全体の持続的かつ公正な発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- (1) 甲の施策の推進及び地域を始めとした社会全体の課題解決に関すること。
- (2) 教育及び子育ての支援に関すること。
- (3) 福祉及び保健医療の推進に関すること。
- (4) スポーツ、文化及び産業の振興に関すること。
- (5) 災害対応に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、窓口を設置し、連絡調整を行うものとする。この場合において、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第 3 条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する 2 か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から 1 年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年2月3日

甲 東京都立川市泉町1156番地の9

立川市

代表者 立川市長

乙 東京都豊島区駒込3丁目24番3号

学校法人香川栄養学園

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部

代表者 理事長・学長